# 「子どもを虐待から守る条例」の改正について

#### 1 条例改正の考え方

令和5年5月に本県で発生した児童の死亡事例を受け、三重県児童虐待死亡事例 等検証委員会の報告書で課題とされた「体制づくり」「関係機関との連携」「人材育成(研修)」などの視点で、これまで有識者会議による検討を重ねてきました。

死亡事例を風化させず、再発を防止するとともに、児童虐待対応のさらなる強化 を図るため、次の方向性で条例の改正を行います。

#### 【改正の方向性】

- ①体制づくり
  - ・子どもの権利擁護の取組の推進
  - ・未然防止の取組の推進
- ②関係機関との連携強化
  - ・安全確認・安全確保の連携強化
  - ・市町の要保護児童対策地域協議会の運営強化支援
- ③人材育成(研修)
  - ・専門職・専門組織としての質の向上
  - ・死亡事例等から学ぶ研修の実施

### 2 これまでの検討状況

子どもを虐待から守る条例	開催日	主な内容
改正検討有識者会議		
第1回	7月5日	条例改正の必要性、論点抽出
第2回	9月13日	条例改正の論点整理
第3回	10月10日	条例改正の主要論点の検討
第4回	2月14日	中間案(事務局案)の検討

### 3 中間案の概要

中間案は「改正案新旧対照表」のとおりです。なお、改正の主なポイントは以下のとおりです。

### (1)関係機関との連携強化

- ①三重県全体で相談をつなぐワンチーム対応(第9条の2)
- ・子どもや家庭の問題解決につなげていくため、日常の支援の範囲で受けた相談 内容について、責任を持って他の相談機関につなぐことで、切れ目のない支援 を県全体で取り組むことを明記します。

#### ②未然防止の取組の推進(第11条)

- ・予期しない妊娠・出産をして不安を抱えている方や、経済的な理由等から医療機関の受診が困難な妊婦が医療を受ける機会を確保できるよう相談先などについて周知し、必要な支援を行います。
- ・乳幼児健診の未受診があり、子どもの安全確認ができない場合や、要保護児童 対策地域協議会において要保護児童の安全確認ができない場合、市町から児童 相談所に送致するなど安全確認のための連携を強化します。

### ③子どもの安全確認・安全確保の連携強化(第12条、第16条)

- ・児童相談所だけでは子どもの安全確認や一時保護の実施が困難な場合など、児 童相談所から警察への援助要請を行うことについて明記します。
- ・子どもの一時保護を解除する際の市町及び関係機関等との連携など、家庭復帰 後の安全確保のための連携強化を図ります。

#### (2) 体制づくり

### ①子どもの意見表明支援(第 18 条)

・子どもの権利擁護を促進するため、子どもが意見表明しやすいよう支援体制を 整備します。

#### ②警察との連携(第23条)

・子どもに生命の危険や、心身の発達に重大な影響を及ぼす虐待事案に的確に対応するため、警察と必要な情報を共有し、連携します。

### ③市町の要保護児童対策地域協議会の運営強化の支援(第25条)

・市町の要保護児童対策地域協議会の運営強化のため、必要な支援を行うことを 明記します。

#### (3)人材育成

## ①重大事例の再発防止をチームで学ぶ(第28条)

・児童相談所、市町、警察等の関係機関とともに死亡事例検証結果を研修等に活用するなど、虐待による死亡事例等の重大事例の再発防止に関する取組を積極的に進めます。